

第 2 次鳥栖・三養基地区消防事務組合  
特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

鳥栖・三養基地区消防事務組合

## 鳥栖・三養基地区消防事務組合における女性職員の活躍の推進に関する 特定事業主行動計画

鳥栖・三養基地区消防事務組合（以下「本組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「法」という。）第１９条に基づく、特定事業主行動計画である。

### 1 計画期間

本計画の期間は、令和３年４月１日から令和８年３月３１日までの５年間とする。

### 2 女性職員の活躍の推進に向けた目標

法第１９条第２項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成２７年内閣府令第６１号）第３条に基づき、本組合の女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、分析を行った。その結果、次のとおり目標を設定し達成に向けた取組を行う。

### 3 分析・調査結果

#### （１）採用した職員に占める女性職員の割合

令和２年４月１日採用者数 ３名

内訳男性職員３名 女性職員０名

#### （２）平均した勤続勤務年数の男女差（令和２年４月１日現在）

全体１６．６年

内訳男性１６．７年 女性９．３年

#### （３）職員一人当たりの各月の超過勤務時間（令和元年度）

| ４月  | ５月   | ６月   | ７月   | ８月  | ９月  |
|-----|------|------|------|-----|-----|
| ７時間 | １１時間 | ９時間  | １１時間 | ９時間 | ８時間 |
| １０月 | １１月  | １２月  | １月   | ２月  | ３月  |
| ７時間 | １０時間 | １０時間 | ８時間  | ６時間 | ６時間 |

#### （４）管理職の女性割合

０％

- (5) 各役職段階の職員の女性割合（令和2年4月1日時点）  
課長補佐級0% 主幹0% 係長0% 主査0% 主任1% 係員0.6%
- (6) 男女別の育児休業取得率・平均取得時間（令和元年度）  
女性 0%（0名中0名）  
男性 0%（13名中0名）
- (7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（令和元年度）  
配偶者出産休暇 92%（13名中12名）平均3日間  
育児参加のための休暇 0%

#### 4 把握・分析した結果に基づき課題と判断した項目の目標達成に向けた取り組み内容

##### (1) 職員採用

令和3年4月1日現在、職員定数146名に対し女性職員は3名であり、女性職員の占める割合は2%である。平成28年4月1日に定めた本計画の数値目標であった女性職員の占める割合2%を達成したが、今後は、仕事と子育てに励みながら活躍できるより良い職場環境作り並びに女性職員の占める割合など数値目標を検討し、女性の活躍の推進を図る。

##### (2) 継続就業及び仕事と家庭の両立

育児休業等の取得前後において、育児休業等から円滑に復帰できるよう所属職場との連絡体制の確保等、必要な支援を行う。また、男性職員の育児休業取得を促進するよう管理職の意識改革等を図る。

##### (3) 勤務時間及び業務内容

組織の体制等については、適宜検討を行い業務量の平準化及び適正な業務運用を図る。